

【(仮称) 子ども・若者総合支援条例の制定に向けた進捗について②】

条例の骨子(事務局案・たたき台)

---

条例の構成

■ 前文	＜条例に込める想い・期待するまちの姿、市の独自性＞	2
■ 第1条	目的 ＜条例によって実現すること＞	3
■ 第2条	定義 ＜語句の意味・重要な言葉＞	3
■ 第3条	基本理念 ＜前提となる基本的な考え方＞	4
■ 第4条	子ども・若者の権利・役割	4
■ 第5条	市民の役割	5
■ 第6条	事業者の役割	5
■ 第7条	市の役割	6
■ 第8条	切れ目のない支援のためのしくみ・後押し	6
■ 第9条	まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり	7
■ 第10条	子ども・若者計画	8
■ 第11条	推進体制	8
■ 第12条	委任	8

---

■ 前文 <条例に込める想い・期待するまちの姿、市の独自性>

※ 前文は、条文全体を検討後、最後に整理

(1) 条例に込める想い・期待するまちの姿

- ① 子ども・若者が主体性を発揮し、周囲も子ども・若者の主体性を尊重  
⇒ 子ども・若者の自己肯定感の向上
  
- ② 地域のさまざまな主体が、  
子ども・若者の成長を応援するために、  
子ども・若者への切れ目ない相互協力・相互支援の関係を築くまち

(2) 多摩市の独自性（=これまでの取組） ※別紙参照

- ① SDGs（持続可能な開発目標）として掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現
- ② 「2050年の大人づくり」、ESD（持続発展教育）、「生きる力」
- ③ 「多摩市自治基本条例」の目指す豊かな地域社会の実現
- ④ 誰もが健やかで幸せを実感できる「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」の実現

【検討委員会意見】

- ・ 子ども・若者が主体性を発揮できるように尊重⇒自己肯定感の向上
- ・ 子ども・若者が抱える困難に対して、  
地域のさまざまな主体<sup>※1</sup>が連携し、自立を支援<sup>※2</sup>
  - ※1 : 子ども・若者も支え手として支援
  - ※2 : それぞれが、自分なりの自立を目指せるように支援

■第1条 目的 <条例によって実現すること>

※ 目的は、前文の表現とリンクする

本条例は、

子ども・若者への切れ目のない支援のための関係を築くとともに、  
子ども・若者がまちづくりに参画し活躍できる環境を整えることによって、  
すべての子ども・若者が、自分らしさを認め合い、将来にわたり希望を持って成長で  
きるまちの実現

を目的とする。

【解説】

「切れ目のない支援のための関係づくり」と「まちづくり参画・活躍の環境づくり」に  
よって、子ども・若者が、自分と他者の価値観や違いを認め合うことで、自分を肯定し、  
自分なりの自立に向けて、成長できるまちをつくる。

【検討委員会意見】

- ・子ども・若者が主体性を発揮できるように尊重 ⇒自己肯定感の向上
- ・違う価値観を知らないことで差別が生まれ、自己肯定感が低下。  
認めてもらうことは自信につながる。
- ・人それぞれの環境や事情、思いがあり、その人ごとに自立の在り方がある。  
自分なりの自立を考えて目指せるように支援。

■第2条 定義 <語句の意味・重要な言葉>

※ 定義は、条文全体を検討後、最後に整理

- (1) 子ども・若者 : 胎生期（妊娠期）からおおむね30代までの市民
- (2) 市民 : 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び団体
- (3) 事業者 : 市内で事業を営む個人、法人及び団体等
- (4) まちづくり : 地域のさまざまな主体が、それぞれの特性や強みを活かしながら、  
必要に応じて連携・協力し、よりよい地域社会をつくる活動

【解説】

- ・「市民」……市民活動団体を含む。
- ・「事業者」…学校、NPO法人を含む。
- ・「まちづくり」の要素  
…①行政だけでなく市民・地域・関係機関・営利企業・NPO等が  
②それぞれの持つ強みを活かしながら  
③連携・協力して  
④住みやすい、暮らしやすいまち・地域をつくる

■第3条 基本理念 <前提となる基本的な考え方>

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること
- (2) 子ども・若者が、自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた、切れ目のない支援を受けられる環境を整えること
- (3) 子ども・若者による、まちづくりへの参画や意見表明の機会が保障されること
- (4) 子ども・若者を含む地域のさまざまな主体が相互に連携・協力して取り組むこと

■第4条 子ども・若者の権利・役割

- (1) 自らが大切にされるべき存在であり、守られるべき権利があることを認識するとともに、他者への思いやりを持ち、他者に配慮して行動するよう努めること。
- (2) 自らも、子ども・若者の成長・活躍を応援するまちをつくる、地域社会の一員であるという認識のもと、まちづくりへの参画に努めること。

【検討委員会意見】

- (1)・子どもの権利、若者の権利（当然のことだが守られていない現実がある）
  - ・子ども・若者に期待する姿（自ら考え、判断し、行動し、他者に配慮し、助ける。）
  - ・価値観の相互理解、違いを認め合う
  - ・子ども・若者も支え手として支援
- (2)・まちづくりへの参画⇒地域の担い手になる学び、地域や人への愛着
  - ・社会や地域について関心を持つ
  - ・地域で活動することの楽しさ
  - ・子ども・若者の意見表明、意見の反映

【子ども・若者意見】

- (1)・多世代交流、世代間の相互理解
- (2)・自分の意見が言える、聞いてもらえる場

■ 第5条 市民の役割

- (1) 子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重すること。
- (2) 子ども・若者が自分らしく成長できるよう、見守り、ともに活動し、必要な情報の提供や助言その他の支援を行い、市や地域の関係団体等と相互に協力するよう努めること。

【検討委員会意見】

- (1) ・子どもの権利、若者の権利（当然のことだが守られていない現実がある）
- (2) ・自分がいてもよい居場所、認めてもらえる場・機会
  - ・助けを求める力（受援力）の向上（⇒助けを求められる関係、環境づくり）
  - ・子どもによって異なる、それぞれの特性や成長の段階を理解し、その子の成長に寄り添う社会に

【子ども・若者意見】

- (2) ・相談相手は内容や信頼関係によって選択している

■ 第6条 事業者の役割

- (1) まちづくりを担う一員であるという認識のもと、その知見や資源を活かして、地域の子ども・若者の成長を応援し、地域の（担い手となる）人材の育成に努めること。
- (2) 事業活動において、またはその事業活動に従事する者に対して、子ども・若者が自分らしく成長できるよう、見守り、ともに活動し、必要な情報の提供や助言その他の支援を行い、市や地域の関係団体等と相互に協力するよう努めること。

【解説】

- ・事業者も、まちづくりの一員としての社会的責任を果たすべき存在として定めるために、「市民の役割」から抜き出して役割を記載。
- ・学校、NPO 法人も含む。

【検討委員会意見】

- ・自分がいてもよい居場所、認めてもらえる場・機会
- ・助けを求める力（受援力）の向上（⇒助けを求められる関係、環境づくり）

■ 第7条 市の役割

- (1) 基本理念にのっとり、必要な推進体制及び施策について検討し、実現に向けて取り組むこと。
- (2) 子ども・若者を含む市民、事業者等が、本条例の理念を共有し、ともに推進できるよう、理解促進のための周知・啓発を行うこと。
- (3) 市民および関係機関等と連携するとともに、各主体間の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に応じて適切な施策を講じるよう努めること。

【検討委員会意見】

- ・子どもに関連する総合的部署調整、連携のしくみ
- ・目標値を定めて施策を推進（多摩市に住み続けたい人の割合など）

■ 第8条 切れ目のない支援のためのしくみ・後押し

- (1) 子ども・若者を支援する者は、子ども・若者の年齢や制度の狭間で支援が途切れないう、成長過程に応じた連携・支援を行うよう努めること。
- (2) 市は、子ども・若者を支援する者が、その役割を十分に果たせるように必要な支援策について検討し、適切な施策を講じるよう努めること。

【解説】

- ・子ども・若者を支援する者…相談支援機関、教育機関、NPO法人、地域団体など

【検討委員会意見】

- (1) ・年齢や制度の狭間で支援が途切れないう、当事者意識をもって、次の支援者に支援のバトンをつなぐ
  - ・誰一人取り残さない、切れ目のない支援
  - ・それぞれの特性や成長の段階を理解し、その子の成長に寄り添う
- (2) ・子ども・若者を支援する福祉職が人権や心身を守られながら仕事をするための支援
  - ・制度や年齢による支援の狭間における連携のしくみ・チェック機能

■ 第9条 まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり

- (1) 市は、子ども・若者を地域社会の一員として尊重し、まちづくりへの参画や意見表明の機会の確保および充実に努めること。
- (2) 子ども・若者に関わるさまざまな主体は、子ども・若者が持つ力をまちづくりの資源として活かし、活躍・挑戦できる環境づくりに努めること。

【解説】

- (2) 子ども・若者が、アイデア、労働、情報などを提供して、まちのために活躍できる仕組み、積極的にチャレンジできる仕組み。

【検討委員会意見】

- (1) ・まちづくりへの参画⇒地域の担い手になる学び、地域や人への愛着  
・意見の表明、話し合い、反映
- (2) ・安心してチャレンジできる、失敗してもよい、体験の機会  
・子どもと大人の対等性、大人が子どもの力を信じる  
・子どもの主体性を尊重し、欠ける部分を補完する  
・若い世代の価値観の変化・多様性を認める

【子ども・若者意見】

- ・自分の意見が言える、聞いてもらえる場があるとよい。
- ・活動の成果を発表する場があるとよい。
- ・やりたいこと、やってみたいことができる機会や支援があるとよい。
- ・活動したいが、何から始めたらいいのかわからない若者への支援があるとよい。
- ・失敗を恐れず挑戦する派⇒失敗しても周りの人が助けてくれる。
- ・子ども・若者に、自分なりの将来を考える機会、体験の機会

■第10条 子ども・若者計画

---

- (1) 市は、必要に応じて適切な施策を「子ども・若者計画」に定め、総合的な推進を図ること。
- (2) 「子ども・若者計画」は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ① 子ども・若者の成長・活躍の推進に関する基本的な方針
  - ② 基本的な方針を具体化する施策の内容
  - ③ 施策の達成目標

■第11条 推進体制

---

- (1) 市は、子ども・若者育成支援の総合的な調整を行うために必要な体制を整備するものとする。

【解説】

庁内組織・庁外組織による推進体制を整備する。

■第12条 委任

---

- (1) この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。